

再意見書

東相制第 08-160 号

平成 21 年 3 月 17 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにしんじゅく

住所 東京都新宿区西新宿 3-19-2

ひがしにほんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏名 東日本電信電話株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう えべ つとむ

代表取締役社長 江部 努

電話番号

第一種指定電気通信設備接続会計規則及び接続料規則の一部改正等に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

第一種指定電気通信設備接続会計規則及び接続料規則の
一部改正等に対する再意見

平成21年3月17日
東日本電信電話株式会社

区分	他事業者様意見	当社意見
<p>接続料会計規則</p>	<p>【損益計算書の記載事項の分計（改正第一種指定電気通信設備接続会計規則別表第2様式第1）】</p> <p>「報告書意見に対する考え方」の考え方20においては、「ひかり電話のコストについては、NTT東西の利用部門のみが負担するコスト（未アンバンドル機能分）と接続事業者も負担するコスト（アンバンドル機能分）に分かれるが、両者のコスト分計が適正に行われないと、公正競争上問題が生じることから、NTT東西においては、接続料の認可申請の際には、他事業者の検証容易性にも留意して算定根拠を明らかにすることが必要である」と示されています。この点を踏まえ、「他事業者の検証容易性」確保のため、より実効的な措置とすべく、当該コストの分計に加え、これらの単位当たり接続料（未アンバンドル機能については振替網手数料相当）を算出の上比較する等により、NTT東西殿と競争事業者間で公正な競争条件が確保されているか否かといった追加的な検証を実施すべきと考えます。</p> <p>また、今回のコストの分計は、公正競争上の懸念を解消するための手段のひとつである以上、今回の整理が許容されたのを理由に更なるアンバンドルが妨げられることは認められないものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク B B株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>未アンバンドル機能のコスト分計については、網使用料算定根拠において明らかにしており、利用部門と接続事業者の負担の公平性については検証可能であるため、単位あたりの接続料を比較する等の追加的な検証は必要ないと考えます。</p>

区分	他事業者様意見	当社意見
<p>スタックテスト</p>	<p>今回のガイドラインの改正において、スタックテストの対象に「フレッツ光ネクスト」「ひかり電話」「ビジネスイーサワイド」の3区分を追加し、その接続料水準について検証を行うことは適切と考えます。</p> <p>「専用サービス（一般専用、高速デジタル伝送、ATM専用線等）」については、同サービスは特定電気通信役務からは除外されたものの、今後も指定電気通信役務であり続けることに変わりはなく、同サービスをスタックテストの対象から除くことは、少なくとも特定電気通信役務に係る規制の緩和が公正競争に影響を及ぼさないことを確認した上で行う必要があると考えます。従って、少なくとも今後数年間は状況を注視すべく、同サービスをスタックテストの検証対象として維持すべきと考えます。</p> <p>また、検証区分については、需要等市場環境の変化に伴い、今後新規サービスのみならず旧来のネットワークに係るサービスもスタックテストの対象として追加が必要となる可能性があることから、適宜検証範囲の見直しを行う必要があると考えます。</p> <p>加えて、スタックテストについては、「顧客営業」「販売サポートのうち特約店に支払う取次手数料」「宣伝」「企画」の費用に関しても営業費に含めるといった検証内容の充実化、及びNTT東西殿における設備等の調達価格が一般的な市場調達価格と照らし合わせて妥当か否かといった検証項目の追加等、その手法の見直しを行うべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク B B株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>専用サービスは年々需要が減少傾向にあり、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書に関する意見に対する考え方50にあるとおり、利用者の影響に及ぼす度合いが低くなっており、接続料水準の妥当性を判断する必要性も相対的に低下していると考えられることから、ガイドラインの改正案のとおりスタックテストの対象外とすることが適当であると考えます。</p>